

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成22年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考（重点化基準の具体的内容）
1	広島県世羅郡世羅町	15	ウ	①②	1.82	(①芦田川流域 ②八田原ダム)
2	愛媛県北宇和郡鬼北町（北宇和郡日吉村）	5	ア	①②	4.13	(①四万十川流域 ②下中合共同給水施設)
3	愛媛県四国中央市（伊予三島市）	13	ア	①②	3.37	(①吉野川流域 ②新宮ダム)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。